



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月7日火曜日 第2661号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 404
 知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課) ... 404
 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 404
 保安林予定森林..... (森林整備課) ... 405
 海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港課) ... 405
 都市計画の変更(一部変更)案の縦覧..... (都市計画課) ... 408
 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正..... (建築住宅課) ... 408
 土地改良事業の工事完了の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 408
 土地改良区の定款変更の認可(2件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 408
 道路の区域変更(一般国道441号)..... (南予地方局管理課) ... 409
 道路の区域変更(県道節安下鍵山線)..... (") ... 409
 道路の供用開始(県道節安下鍵山線)..... (") ... 409
 道路の区域変更(県道依津三瓶線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 409
 道路の供用開始(")..... (") ... 410

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... (選挙管理委員会) ... 410

雑 報

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について..... (環境政策課) ... 422
 環境影響評価書について..... (") ... 422

告 示

○愛媛県告示第435号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	医療法人住友別子病院	平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第436号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- (2) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- (5) [5-(3-フルオロフェニル)-1-ベンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (6) ナフタレン-1-イル(1-ベンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド及びその塩類
- (9) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成27年4月4日

○愛媛県告示第437号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第

19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
西条市	津越の一部・中野の一部	平成24年度から平成25年度まで	西条市（津越の一部・中野の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金砂町平野山1 2	平成25年度から平成26年度まで	四国中央市（金砂町平野山の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	新宮町馬立10・11	平成25年度から平成26年度まで	四国中央市（新宮町馬立10・11）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成27年 4 月 7 日

○愛媛県告示第438号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第

249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市新谷字クス谷乙91

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字クス谷乙91（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第439号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3 月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1～49	省略					1～49	省略				
50	伊予灘沿岸元怒和漁港海岸	松山市	松山市長	1,467メートル	基点1から基点10までを順次結んだ線並びに基点10、補助点10、補助点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、松山市元怒和甲575番5 地先岡防波堤右側基部の金属標（X座標108491 535 Y座標 - 88604 605） 基点2は、基点1から352度00分40メートルの地点	50	伊予灘沿岸元怒和漁港海岸	中島町	中島町長		基点1から基点10までを結んだ線並びに補助点10、補助点7、補助点4の1、補助点4の2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、温泉郡中島町大字元怒和字郷ノ内甲947番地先岡防波堤右側基部の標柱 基点2は、基点1から352度40.0メートルの標柱

					<p>基点 3 は、基点 2 から348 度00分92メートルの地点</p> <p>基点 4 は、基点 3 から339 度30分80メートルの地点</p> <p>基点 5 は、基点 4 から334 度00分97メートルの地点</p> <p>基点 6 は、基点 5 から313 度00分17メートルの地点</p> <p>基点 7 は、基点 6 から330 度00分105メートルの地点</p> <p>基点 8 は、基点 7 から330 度00分104メートルの地点</p> <p>基点 9 は、基点 8 から314 度30分270メートルの地点</p> <p>基点10は、基点 9 から227 度30分20メートルの地点</p> <p>補助点 1 は、基点 1 から 248度00分50メートルの地点</p> <p>補助点 2 は、基点 3 から 252度00分57メートルの地点</p> <p>補助点 3 は、基点 3 から 252度00分97メートルの地点</p> <p>補助点 4 は、基点 4 から241度00分100メートル の地点</p> <p>補助点 7 は、基点 7 から 223度00分110メートルの地 点</p> <p>補助点10は、基点10から 251度00分100メートルの地 点</p>						<p>基点 3 は、基点 2 から348 度92.0メートルの標柱</p> <p>基点 4 は、基点 3 から339 度30分80.0メートルの標柱</p> <p>基点 5 は、基点 4 から334 度97.0メートルの標柱</p> <p>基点 6 は、基点 5 から313 度17.0メートルの標柱</p> <p>基点 7 は、基点 6 から325 度105.0メートルの標柱</p> <p>基点 8 は、基点 7 から325 度104.0メートルの標柱</p> <p>基点 9 は、基点 8 から314 度30分270.0メートルの標柱</p> <p>基点10は、基点 9 から227 度30分20.0メートルの標柱</p> <p>補助点 1 は、基点 1 から 248度50.0メートル の地点</p> <p>補助点 4 の 1 は、基点 4 から241度100.0メートル の地点</p> <p>補助点 4 の 2 は、基点 4 から241度50.0メートルの地 点</p> <p>補助点 7 は、基点 7 から 223度110.0メートル の地 点</p> <p>補助点10は、基点10から 251度100.0メートル の地 点</p>									
51～54 省略																				
55	伊予 灘沿 岸神 ノ浦 漁港 海岸	松山 市	松山 市長	1,19 0メ ートル	<p>基点 1 から基点11までを 順次結んだ線並びに基点 11、補助点11、補助点 8、 補助点 7、補助点 6、補助 点 5、補助点 4、補助点 3、補助点 1 及び基点 1 を 順次結んだ線により囲まれ た区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点 1 は、松山市神浦214 番 1 地先北東隅の標柱 (X 座標106201.115 Y座標 - 82253.732)</p> <p>基点 2 は、基点 1 から217 度00分00秒120.0メートルの 地点</p>	55	伊予 灘沿 岸神 浦漁 港海 岸	中島 町	中島 町長	1,17 1.9 メー トル	<p>1 温泉郡中島町大字神浦 字ミノコシ274番地北隅の 標識杭</p> <p>2 1点より217度測線上 120メートルの点</p> <p>3 2点より193度30分測線 上190.3メートルの点</p> <p>4 3点より363度測線上 297.3メートルの点</p> <p>5 4点より251度10分測線 上88.6メートルの点</p> <p>6 5点より234度30分測線 上96メートルの点</p> <p>7 6点より221度30分測線 上69.3メートルの点</p> <p>8 7点より204度測線上 70.5メートルの点</p>									

基点3は、基点2から193
度30分00秒190.3メートルの
地点

基点4は、基点3から256
度00分00秒297.3メートルの
地点

基点5は、基点4から246
度00分00秒88.6メートルの
地点

基点6は、基点5から227
度00分00秒96.0メートルの
地点

基点7は、基点6から212
度00分00秒69.3メートルの
地点

基点8は、基点7から204
度00分00秒70.5メートルの
地点

基点9は、基点8から186
度00分00秒86.6メートルの
地点

基点10は、基点9から167
度40分00秒56.0メートルの
地点

基点11は、基点10から137
度00分00秒96.3メートルの
地点

補助点11は、基点11から
46度00分00秒50.0メートル
の地点

補助点8は、基点8から
112度00分00秒50.0メートル
の地点

補助点7は、基点5から
156度00分00秒50.0メートル
の地点

補助点6は、基点4から
123度30分25秒80.0メートル
の地点

補助点5は、基点4から
146度01分15秒161.2メー
ルの地点

補助点4は、基点3から
160度15分50秒149.4メー
ルの地点

補助点3は、基点3から
150度00分00秒50.0メートル
の地点

補助点1は、基点1から
140度00分00秒30.0メートル
の地点

9 8点より186度測線上
86.6メートルの点

10 9点より167度40分測線
上56メートルの点

11 10点より144度30分測線
上96.3メートルの点(中
島町大字神浦字アカサキ
2.649番地南防波堤基部)

11 11点より46度測線上50
メートルの点

8 8点より112度測線上50
メートルの点

5 5点より156度測線上50
メートルの点

3 3点より150度測線上50
メートルの点

1 1点より140度測線上30
メートルの点

以上 1 2 3 4 5
6 7 8 9 10 11
11 8 5 3 1 1

の各点を結ぶ線により囲
まれた区域

56 ~ 183					
省略					

56 ~ 183					
省略					

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画道路 3・3・8 南堀端町市場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 伊予市上吾川の一部

○愛媛県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により株式会社建築構造センターから構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、平成27年4月10日から施行する。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号
省略		省略	

○愛媛県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	樋の井手 地区	平成27年 3 月 5 日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	田尾地区	平成27年 3 月16日

浮穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市保免土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字国遠661番3から 同大字629番2まで	旧	メートル 6.0~12.4	キロメートル 0.106	
			新	6.2~27.0	0.109	
"	"	北宇和郡鬼北町大字国遠629番2から 同大字634番2まで	旧	5.4~52.0	1.091	
			新	5.4~52.0 11.0~56.0	1.091 0.640	
"	"	北宇和郡鬼北町大字国遠634番2から 同大字702番2まで	旧	5.0~20.6	0.110	
			新	9.6~29.2	0.110	

○愛媛県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中84番から 同大字68番3まで	旧	メートル 3.4~7.0 6.0~13.0	キロメートル 0.047 0.043	
			新	6.0~23.4	0.043	

○愛媛県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中84番から 同大字68番3まで	平成27年4月7日

○愛媛県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	俄津三瓶線	西予市三瓶町蔵貫字シモオオモト1820番5地先	旧	メートル 5.2~7.3	キロメートル 0.012	
		西予市三瓶町蔵貫字シモオオモト1820番6	新	5.2~8.9	0.012	

○愛媛県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	俵津三瓶線	西予市三瓶町蔵貫字シモオオモト1820番 6	平成27年 4 月 7 日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年 4 月 7 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成26年12月14日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

愛媛県第1区 25,012,600円

愛媛県第2区 25,061,800円

愛媛県第3区 23,120,500円

愛媛県第4区 23,041,400円

3 報告書の要旨

(1) 愛媛県第1区

候補者氏名	塩 崎 恭 久	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成26年11月19日から 第1回分 平成27年1月30日まで 第2回分
出納責任者氏名	小 泉 泰 方			

収 入

主たる寄附

（氏名・団体名）

全国美術商懇話会

自由民主党

愛媛県石油政治連盟

日本商工連盟

四国税理士政治連盟愛媛県支部

全国質屋組合連合会

近畿土地家屋調査士政治連盟

大阪土地家屋調査士政治連盟

全国たばこ耕作者政治連盟

全国たばこ耕作者政治連盟四国支部

日本弁護士政治連盟

土地家屋調査士政治連盟近畿ブロック協議会

愛媛県不動産政治連盟

全国商店街政治連盟

全国中小企業政治協会

日本公認会計士政治連盟

（職業） （寄附額）

200,000円

10,000,000

50,000

200,000

500,000

200,000

30,000

30,000

100,000

50,000

100,000

30,000

100,000

50,000

50,000

1,000,000

支 出

人件費

1,736,000円（0円）

家屋費

2,950,356（0）

選挙事務所費

2,412,276（0）

集会会場費

538,080（0）

通信費

310,111（0）

交通費

708,558（0）

印刷費

1,736,480（0）

広告費

2,065,349（0）

文具費

153,507（0）

食糧費

196,331（0）

休泊費

0（0）

雑費

226,599（0）

愛媛県珠算普及政治連盟		30,000		
愛媛県中小企業政治協議会		50,000		
自動車流通政経懇話会		500,000		
T K C 四国政経研究会		100,000		
T K C 全国政経研究会		500,000		
全国土地家屋調査士政治連盟		100,000		
日本果樹農政協議会		100,000		
日本司法書士政治連盟		100,000		
全日本不動産政治連盟		200,000		
日本行政書士政治連盟		30,000		
日本酪農政治連盟		100,000		
永谷次夫	無職	50,000		
古川一夫	無職	50,000		
その他の寄附	1件	20,000		
その他の収入		126,000		
今回計		14,746,000	今回計	10,083,291 (0)
総計		14,746,000	総計	10,083,291 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	248,400円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	491,400円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,564,856円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
	平成27年1月30日	第2回報告分

候補者氏名	田中克彦	候補者届出政党	日本共産党	期 間 平成26年11月20日から 平成26年12月10日まで 第1回分
出納責任者氏名	大嶋慶太			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	12,000(0)
日本共産党中予地区委員会		4,012,000円	選挙事務所費	12,000(0)
			集会会場費	0(0)
			通信費	0(0)
			交通費	0(0)

			印刷費	0 (0)
			広告費	0 (0)
			文具費	13,875 (0)
			食糧費	14,266 (0)
			宿泊費	0 (0)
			雑費	0 (0)
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		4,012,000	今回計	40,141 (0)
総計		4,012,000	総計	40,141 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月28日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	永江孝子	候補者届出政党	民主党	期 間 平成26年11月21日から 第1回分 平成27年1月6日まで 第2回分
出納責任者氏名	永江弘喜			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	912,000円(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	174,932 (0)
民主党		5,000,000円	選挙事務所費	99,708 (0)
民主党愛媛県総支部連合会		2,000,000	集会会場費	75,224 (0)
民主党愛媛県第1区総支部		99,708	通信費	5,300 (0)
			交通費	56,200 (0)
			印刷費	1,313,500 (0)
			広告費	771,720 (0)
			文具費	315,203 (0)
			食糧費	264,053 (0)
その他の寄附	0件	0	宿泊費	0 (0)
その他の収入		0	雑費	156,517 (0)
今回計		7,099,708	今回計	3,969,425 (0)
総計		7,099,708	総計	3,969,425 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	540,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	1,820,661円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第 1 回 報 告 分
	平成27年 1月 9日	第 2 回 報 告 分

(2) 愛媛県第2区

候補者氏名	植 木 正 勝	候補者届出政党	日 本 共 産 党	期 間 平成26年11月27日から 平成26年12月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	中 尾 暁 子			

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党東予地区委員会		2,120,000円
日本共産党中予地区委員会		2,000,000
その他の寄附	1件	12,000
その他の収入		0
今 回 計		4,024,000
総 計		4,024,000

支 出

人件費	0円(0円)
家屋費	36,948(0)
選挙事務所費	24,000(0)
集会会場費	12,948(0)
通信費	0(0)
交通費	2,360(0)
印刷費	0(0)
広告費	0(0)
文具費	49,060(0)
食糧費	35,992(0)
休泊費	0(0)
雑費	3,996(0)
今 回 計	128,356(0)
総 計	128,356(0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	0 円

報告書受理年月日	平成26年12月28日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

候補者氏名	西 岡 新	所属党派	無 所 属	期 間 平成26年11月24日から 第1回分 平成27年 1 月19日まで 第2回分
出納責任者氏名	安 永 副 美			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,187,400円 (0円)	
新時代戦略研究会		65,000円	家屋費	273,000 (0)	
			選挙事務所費	273,000 (0)	
			集会会場費	0 (0)	
			通信費	140,458 (0)	
			交通費	26,900 (0)	
			印刷費	1,584,700 (0)	
			広告費	778,834 (0)	
			文具費	3,213 (0)	
			食糧費	47,320 (0)	
その他の寄附	0件	0	休泊費	33,680 (0)	
その他の収入		3,000,000	雑費	94,919 (0)	
今 回 計		3,065,000	今 回 計	4,170,424 (0)	
総 計		3,065,000	総 計	4,170,424 (0)	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	225,000円
	ピラの作成	462,700円
	ポスターの作成	897,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	318,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	180,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	2,082,700円

報告書受理年月日	平成26年12月28日	第 1 回 報 告 分
	平成27年 1 月21日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	村上 誠一郎	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成26年11月19日から 平成27年2月3日まで	第1回分 第2回分 第3回分
出納責任者氏名	清 水 等				

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党愛媛県第二選挙区支部		5,000,000円
その他の寄附	0件	0
その他の収入		3,000,000
今 回 計		8,000,000
総 計		8,000,000

支 出

人件費	1,369,250円 (0円)
家屋費	1,918,606 (0)
選挙事務所費	1,918,606 (0)
集会会場費	0 (0)
通信費	361,939 (0)
交通費	47,450 (0)
印刷費	1,864,988 (0)
広告費	1,456,172 (0)
文具費	96,829 (0)
食糧費	193,176 (0)
休泊費	32,850 (0)
雑費	1,066,162 (0)
今 回 計	8,407,422 (0)
総 計	8,407,422 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,139,788円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,580,613円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
	平成27年1月15日	第2回報告分
	平成27年2月6日	第3回報告分

候補者氏名	横山 博幸	候補者届出政党	維新の党	期 間 平成26年11月24日から 平成26年12月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	倉 本 恭 子				

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
		0円

支 出

人件費	1,102,200円 (0円)
家屋費	30,134 (0)
選挙事務所費	30,134 (0)
集会会場費	0 (0)

		通信費	6,170 (0)	
		交通費	54,838 (0)	
		印刷費	1,472,910 (0)	
		広告費	1,673,446 (0)	
		文具費	12,541 (0)	
		食糧費	39,278 (0)	
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 (0)
その他の収入		5,900,000	雑費	57,052 (0)
今回計		5,900,000	今回計	4,448,569 (0)
総計		5,900,000	総計	4,448,569 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	747,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,995,220円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

(3) 愛媛県第3区

候補者氏名	一色 一正	候補者届出政党	日本共産党	期 間 平成26年11月25日から 第1回分 平成27年1月5日まで 第2回分
出納責任者氏名	山地 美知一			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円(0円)
日本共産党東予地区委員会		4,012,000円	家屋費	15,380 (0)
			選挙事務所費	12,000 (0)
			集会会場費	3,380 (0)
			通信費	22,425 (0)
			交通費	1,700 (0)
			印刷費	818,050 (0)
			広告費	296,744 (0)
			文具費	25,173 (0)
			食糧費	0 (0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 (0)
その他の収入		0	雑費	2,802 (0)
今回計		4,012,000	今回計	1,182,274 (0)
総計		4,012,000	総計	1,182,274 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
	平成27年 1 月12日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	白 石 徹	候補者届出政党	自 由 民 主 党	期 間 平成26年11月21日から 第 1 回 分 平成26年12月13日まで
出納責任者氏名	白 石 寛 樹			

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

小田原 ゆりか

神 岡 敦 子

小 寺 正 臣

貞 弘 和 孝

曾我部 孝

中野内 登美子

西 原 正 二

兵 頭 直 樹

村 上 由美子

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

総 計

(職業)

(寄附額)

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

無 職

会 社 員

会 社 員

会 社 員

1 件

5,000,000

6,100,000

6,100,000

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑費

今 回 計

総 計

2,013,500円(0円)

730,443 (0)

201,200 (0)

529,243 (0)

0 (0)

108,742 (0)

1,291,000 (0)

555,461 (0)

5,954 (0)

110,415 (0)

0 (0)

18,311 (0)

4,833,826 (0)

4,833,826 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	565,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	1,846,461円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

候補者氏名	白石 洋 一	候補者届出政党	民 主 党	期 間 平成26年11月16日から 平成26年12月24日まで 第1回分
出納責任者氏名	叶 谷 信 之			

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

大 野 祥 芳

金 城 盛 弘

民主党

民主党愛媛県総支部連合会

河 内 中

永 津 敏 孝

塚 田 清 彦

原 田 健 一

前 山 茂 子

高 木 宏

田 窪 秀 道

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

総 計

(職業)

住 職

会 社 員

民主 党

民主 党

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

会 社 員

8 件

7,968,592

7,968,592

(寄附額)

30,000円

200,000

5,000,000

2,000,000

30,000

100,000

100,000

50,000

30,000

100,000

30,000

96,400

202,192

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑費

今 回 計

総 計

1,603,465円(0円)

335,280(0)

26,400(0)

308,880(0)

0(0)

82,417(0)

1,862,320(0)

352,192(0)

6,708(0)

481,818(0)

29,200(0)

252,435(0)

5,005,835(0)

5,005,835(0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,137,120円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,012,320円

報告書受理年月日	平成26年12月25日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

(4) 愛媛県第4区

候補者氏名	桜内文城	候補者届出政党	次世代の党	期 間 平成26年11月19日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	山本明宏			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,275,000円(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	62,523(0)
次世代の党衆議院愛媛県第四支部		50,323円	選挙事務所費	50,323(0)
福山愛由美	無職	120,000	集会会場費	12,200(0)
山本明宏	自営業	40,000	通信費	659(0)
山口大樹	会社員	100,000	交通費	180,940(0)
亀岡拓実	会社員	120,000	印刷費	1,895,552(0)
有田大志	無職	110,000	広告費	555,461(0)
三好幸代	会社員	120,000	文具費	4,650(0)
日本弁護士政治連盟		50,000	食糧費	145,114(0)
菅原正明	自営業	100,000	休泊費	283,200(0)
その他の寄附	4件	40,000	雑費	23,173(0)
その他の収入		7,000,000	今 回 計	4,426,272(0)
今 回 計		7,850,323	総 計	4,426,272(0)
総 計		7,850,323		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,170,352円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,451,013円

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	西井直人	候補者届出政党	日本共産党	期 間 平成26年11月27日から 平成27年1月9日まで 第1回分 第2回分
出納責任者氏名	山本弘志			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	100,000(0)

日本共産党南予地区委員会	3,989,180円	選挙事務所費	100,000 (0)
		集会会場費	0 (0)
		通信費	0 (0)
		交通費	0 (0)
		印刷費	789,078 (0)
		広告費	61,900 (0)
		文具費	23,532 (0)
		食糧費	0 (0)
その他の寄附	0件 0	休泊費	0 (0)
その他の収入	0	雑費	14,670 (0)
今回計	3,989,180	今回計	989,180 (0)
総計	3,989,180	総計	989,180 (0)

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年12月28日	第1回報告分
	平成27年1月13日	第2回報告分

候補者氏名	森 夏 枝	候補者届出政党	維 新 の 党	期 間 平成26年11月21日から 第1回分 平成26年12月22日まで
出納責任者氏名	白 木 と し 子			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	357,443 (0)
		0円	選挙事務所費	357,443 (0)
			集会会場費	0 (0)
			通信費	0 (0)
			交通費	203,018 (0)
			印刷費	1,968,451 (0)
			広告費	1,397,378 (0)
			文具費	0 (0)
			食糧費	17,746 (0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	199,630 (0)

その他の収入	3,800,000	雑費	0 (0)
今 回 計	3,800,000	今 回 計	4,143,666 (0)
総 計	3,800,000	総 計	4,143,666 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,137,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	2,413,856円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

候補者氏名	山 本 公 一	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成26年11月26日から 平成26年12月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	新 津 昌 雄			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	2,150,000円(0円)	
自由民主党愛媛県第四選挙区支部		5,000,000円	家屋費	208,402 (0)	
			選挙事務所費	77,760 (0)	
			集会会場費	130,642 (0)	
			通信費	0 (0)	
			交通費	49,509 (0)	
			印刷費	1,895,552 (0)	
			広告費	1,501,541 (0)	
			文具費	306 (0)	
			食糧費	248,644 (0)	
その他の寄附	0件	0	休泊費	284,100 (0)	
その他の収入		0	雑費	73,055 (0)	
今 回 計		5,000,000	今 回 計	6,411,109 (0)	
総 計		5,000,000	総 計	6,411,109 (0)	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,170,352円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	2,451,013円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

雑報

○公告

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27条）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第15条の規定により、次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。

また、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例16条第2項の規定において準用する第7条の2第2項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、この準備書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成27年4月7日

松山市長 野 志 克 仁

- 1 都市計画決定権者の名称 松山市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 松山衛生事務組合汚泥再生処理センター整備事業
 - (2) 種類 し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の設置
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 373k l
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市北吉田町77番地31 外
- 4 都市計画対象事業に係る直接影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
松山市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、松山市役所、松山衛生事務組合浄化センター
 - (2) 縦覧期間 平成27年4月7日から平成27年5月7日まで
 - (3) 縦覧時間 8時30分から17時15分まで
- 6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限 平成27年5月21日まで
 - (2) 提出先 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市都市整備部都市政策課
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された都市計画対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年4月18日
- (2) 開催場所 松山衛生事務組合浄化センター2階会議室
（松山市北吉田町77番地31）

○公告

環境影響評価書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第21条第2項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びその要約書を作成したので、同法第27条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月7日

四国風力発電株式会社

代表取締役 石 井 八 弥

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 四国風力発電株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 石井 八弥
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8-28 FTビル5階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 僧都ウィンドシステム発電事業
 - (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業
 - (3) 規模 総出力16,000キロワット
（2,000キロワット/基×8基）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区
- 4 関係地域の範囲
南宇和郡愛南町
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
愛南町役場、愛南町御荘支所、僧都公民館、緑公民館、菊川公民館、長月公民館、愛媛県庁、四国風力発電株式会社
 - (2) 縦覧期間
平成27年4月7日から平成27年5月7日まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで